

監査報告第3号
令和4年（2022年）7月21日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 愛 須 一 史
同 鈴 木 健 雄
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等（事務監査）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見	順守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
市民文化局	地域振興部		2		1	-		3		2
経済観光局	産業振興部		1			-		1	1	1
環境局	環境事業部			1	1	-		2		3
下水道河川局	経営管理部	1				-		1		
	事業推進部	1	1			-	2	4	3	1
病院局	経営管理部 他		2			-		2	2	2
消防局	総務部 他					-			2	4
	消防署					-				3
豊平区	土木部		1	1		-		2		4
清田区	土木部		1	1		-		2	1	
南区	土木部	1	1	2		-		4		
9局（区）	11部	3	9	5	2	-	2	21	9	20

※ 「順守」は基本的順守事項を表す。

2 定期監査等（工事監査）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見
		設計	監理	事務	その他	合計	
水道局	給水部	1				1	
北区	土木部						
東区	土木部	1	1			2	
3局（区）	3部	2	1			3	

定期監査

(事務監査)

抜粋版

令和4年度定期監査（事務）報告書

令和4年度第1回定期監査（事務）の実施結果について、以下のとおり報告する。
なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種類 定期監査

監査の対象

市民文化局	地域振興部
経済観光局	産業振興部
環境局	環境事業部
下水道河川局	経営管理部、事業推進部
病院局	経営管理部他
消防局	総務部他、消防署（中央、豊平、清田、南、西）
豊平区	土木部
清田区	土木部
南区	土木部

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、22ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和4年4月6日から同年7月1日まで

監査の結果

対象となった事務について、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。

第 1 指摘事項

- 1 収入事務
(省略)
- 2 支出事務
(省略)
- 3 財産管理事務
(省略)
- 4 行政運営事務

(1) 前回の監査時にみられた不備の改善を適切に実施すべきもの

【市民文化局地域振興部】

前回実施した令和元年度第 1 回定期監査において不備がみられた事務のうち、以下の事例について、今回の監査でも同様の不備がみられた。

- ア 契約書等を取り交わし、又は徴したときは、これらの書類をその課所の課長等まで供覧することとなっているが、これが行われていないもの
- イ 市民まちづくり活動促進助成金の交付金額の確定・精算等の事務処理において、助成対象とした事業の一部の使途（経費）について、予・決算書で計上した上で支出証ひょう書類は提出されているものの、事業報告書において具体的な実施内容等に関する記述がないもの
- ウ 備品及び借受物品の出納管理に関する事務において、以下の事例がみられた。
 - (ア) 購入した備品が備品出納簿及び同使用簿に記載されていないもの
 - (イ) 備品出納簿における借受物品の受入金額欄に金額を記載せず「借受」とのみ記載しているもの

これらの事務処理については、前回の監査の際に貴部において改善を図るとしていただにもかかわらず、不十分な引継ぎ及び確認不足により今回の監査でも不備がみられたものである。

今後は、定期監査の結果とその改善策を組織的に情報共有する体制を整えたうえでチェック機能の強化を図り、関係規程等についての理解を十分に深め、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。

(2) 公文書の取扱いに関する事務を適正に行うべきもの

【環境局環境事業部】

札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）の対象者が、要綱に規定される休止事由に該当した場合に提出する「さわやか収集中止・休止届出書」について、公文書として適切な保存を行わなければならないところ、一部保管されていないものがみられた。

こうした事務は、組織としての情報共有の在り方及び基本的な事務取扱いに対する理解不足等に起因すると考えられるが、公文書は市民の知る権利を具体化するために必要な市民共有の財産であることから、今後は、組織として情報共有体制の強化を図り、関係規程等をしっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、適切な管理に努められたい。

5 その他の事務

(省略)

第2 意見

(省略)

第3 基本的順守事項

(省略)